

恥はかき捨て①「君の単位こそ危ないよ」

英語の単位が危ないと言う友。情けない奴だと思ったが、先生の家に行き、頭を下げてやった。友達は何とかセーフになった。その後、先生は「君の方が危ないよ」と、私を睨んだ。慌てて自分の命乞いをした。結果、友情に免じてという理由で助けてくれた。



(竹内)

少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度とは、法人が取得した減価償却資産の取得価額が10万円未満である場合は、その事業の用に供した日の属する事業年度において、全額損金算入を認める制度です。

また、取得価額が20万円未満のものについては、3年間で均等に償却する一括償却資産特例という制度も選択できます。

さらに、中小企業者等の場合は、取得価額が30万円未満である場合には、全額の損金算入(年300万円が上限)が認められます。

こうした少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度等は、使い勝手の良い節税方法として広く利用されています。

(1) 改正の背景

法人が節税対策として、自己の事業で使用しない少額な減価償却資産を大量に取得後、貸付の用に供して損金算入するとともに、以後の事業年度において当該資産の賃貸料・売却益を益金の額に算入するというスキームが近年増加傾向にありました。そこで、今回こうした節税スキームを防止する改正が行われました。

(2) 改正の概要

① 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度

対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち、貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものを除外する。

② 一括償却資産の損金算入制度

対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外する。

③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度

対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外した上、その適用期限を令和6年3月31日まで2年延長する。

上記の改正は、令和4年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする資産について、適用されます。

(大寺)

7月の税務

■7月11日

- 1 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月11日までに納付)

■7月15日

- 2 所得税の予定納税額の減額申請

■8月1日

- 3 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
- 4 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業税)・法人住民税)
- 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

- 7 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
- 8 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
- 9 消費税の年税額が4800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)消費税・地方消費税

■7月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

※ 税理士法施行71周年
昭和26年6月15日公布
昭和26年7月15日施行

傷病手当金制度が改正されました (令和4年1月1日から)

より柔軟な所得補償ができるよう傷病手当金の支給期間が「支給開始日から通算して1年6か月」に変更されます。

※R3.12.31 時点で、支給開始日から1年6か月を超えてない場合に限りです。

〈改正前〉

暦の上で1年6か月		
欠勤(10か月) 傷病手当金 受給できる期間	出勤(2か月) 傷病手当金 受給できない期間	欠勤(6か月) 傷病手当金 受給できる期間

〈改正後〉

暦の上で1年6か月			暦の上で1年6か月を超える期間
欠勤(10か月) 傷病手当金 受給できる期間	出勤(2か月) 傷病手当金 受給できない期間	欠勤(6か月) 傷病手当金 受給できる期間	欠勤(2か月) 傷病手当金 受給できる期間

通算して1年6か月

(早川)

7月の社会保険労務

- 11日 健保・厚年の報酬月額算定基礎届<7月1日現在>
(年金事務所)
労働保険料概算・確定申告書の提出(労働基準監督署)
労働保険料の納付(郵便局または銀行)
労災保険一括有期事業報告書提出(労働基準監督署)
- 15日 高年齢者・障害者雇用状況報告書提出(公共職業安定所)

- 8月1日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満4月
~6月分>(労働基準監督署)
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付
(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業
安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する
基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎え
る者)現況届

※ 全国安全週間(1日~7日)
勤労青少年の日(第3土曜日:16日)

資産税係

亡くなった方の所得税の予定納税

予定納税とは、前年の所得税の申告納税額が15万円以上ある方が行うもので、次期分の所得税を前もって先払いしておく制度です。

なお、予定納税は、第1期7月31日、第2期11月30日が納付期限となっています。

予定納税の判定基準日は6月30日となります。

よって、死亡が6月30日以前の場合は、予定納税の義務がなくなることとなります。

逆に7月1日以降の場合には、所得税の予定納税の義務があることとなります。

予定納税の納付期限に、その納税義務者である本人が死亡していたとしても、その予定納税額の義務は亡くなった方の相続人が引き継ぐこととなります。

(坂田)

リスマネ委員会

福利厚生を活用を見直してみませんか。

従業員がケガや病気で働けなくなったら？

会社への影響

1. やむなく退職する場合 → 退職金の支払
2. 休職中の場合 → 給与や見舞金の支払
3. 人手不足による → 売上の減少

従業員や家族への影響

1. 休職・退職の場合 → 収入の減少
2. 治療費等 → 支出増加

病気や不慮の事故により、働けなくなるリスクは身近に存在します。

さまざまなリスクに幅広く備える保険などを活用し、

従業員が安心して元気に働き続けられる環境を企業がつくることができます。

予防とリスクへの備えをしましょう。

(さくらビジネス)

持続化給付金の自主返還について

コロナ禍において、特に大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧とするために創設された持続化給付金制度。

現在、その不正受給案件にまつわる報道がマスコミを騒がしています。

経済産業省のHPでは、誤って給付を受けてしまった方のために、自主的な返還について案内がされています(<https://www.kyufukin-henkan.go.jp/>)。

(以下、経済産業省HPより)

現在、持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金及び月次支援金の不正受給案件等の調査を行っています。不正受給は絶対に許しません。

なお、給付要件を満たさないにも関わらず、誤って申請を行い、給付金等を受給してしまった場合などについて、自主的な返還を受け付けています。

給付金等を不正受給した方からは、加算金・延滞金つきで返還いただきますが、中小企業庁が調査を開始する前に自主的な返還の申出を行い、返還を完了した方には、原則として加算金・延滞金を課しません。

持続化給付金・家賃支援給付金コールセンター(直通番号:0120-002-678)

(大寺)

会計制度

税効果会計②

適正な損益計算の観点から、税効果会計が必要となりますが、なぜ税効果会計を適用しない場合の税引前利益と法人税等是对应していないのでしょうか。

それは、税引前利益が企業会計の考え方で算定されたものであるのに対して、法人税等は税務会計の考え方で算定されたものであるからです。

企業会計と税務会計は、その目的から異なります。

企業会計は、主に会社の業績を株主などの投資者に対して財務情報として開示する際に要求されます。株主は、会社の財政状態及び経営成績を把握し、今後の業績を予測できる情報を求めます。

したがって、企業会計での税金計算の目的は、業績に応じた税金費用の金額を算定することになります。

一方、税務会計は、国や地方自治体に納める際の税金計算に要求されます。税務会計上は、税法の規定により公平に納付すべき税額が計算されることが求められており、公平な課税という目的が重視されています。そのため、会計上で収益または費用となっているものでも、税務上は益金または損金として認められない、またはその逆が起こり得ます。

次回より税効果会計の適用フローを見ていきます。



(孝志茜)

医療係

診療による窓口負担分を免除したときの会計処理

家族や従業員、友人や知人に対する診療を行い、窓口負担分を受け取らなかった場合、以下のような会計処理を行います。

1. 家族・友人や知人の場合

個人開業医の場合 (借方)事業主貸 ××円 / (貸方)売上 ××円
医療法人の場合 (借方)役員貸付金 ××円 / (貸方)売上 ××円

2. 従業員の場合※

個人開業医の場合 (借方)福利厚生費 ××円 / (貸方)売上 ××円
医療法人の場合 (借方)福利厚生費 ××円 / (貸方)売上 ××円

※常識的な範囲を超えるような診療を行った場合や、特定の従業員のみ窓口負担分を免除した場合は、「福利厚生費」ではなく「給与手当」として処理することになります。「給与手当」で処理した場合、その従業員から源泉所得税を徴収する必要がありますのでご注意ください。

(後藤)



新入職員紹介

気持ち新たに頑張っていきますので、どうぞよろしくお願い致します！

さくら社会保険労務士法人 坂尾 香央里

初めまして。3月22日よりさくら社会保険労務士法人に中途入所致しました、坂尾香央里と申します。出身は愛媛です。徳島に住んで10年近くたちましたが、未だに言葉の訛りが違うらしいです。以前は神山にも住んでいたこともあり、徳島の印象は「タヌキが多い」と感じました。

前職は健康保険に関わる仕事をしていました。新たに学ぶ事が多く至らない点が多々ありますが実務を通し、より幅広い知識を身に付けて早くお役に立てるよう努力致します。気持ちを新たに頑張っていきますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

まだまだ、広告募集中です！！

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。万一、損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。

広告コーナー

カナダSuccess Strategies シェリー・ローズ・シャーベリ認定/25言語に翻訳された世界的ツールで人を動かす

LABプロフィール®プラクティショナー認定セミナー

▶LABプロフィールは、人が何気なく使う言葉の特徴を分析し、心をつかむことを実現させたコミュニケーションスキルです。▶どのような言葉を使うとあの人の心は変わるのか？▶言葉だけでどうやって人を動かすのか？▶どのような言葉を使えば人は納得しやすいか？▶たった12個の質問と影響言語の使い方を習得すれば、それらがわかるようになります。▶ビジネス環境が変化しても、どんな状況でも使い続けることができ、人を無理なく動かせるとしたら、あなたはいつこのスキルを使いますか？▶対人関係に悩むことがなくなったら何をしますか？

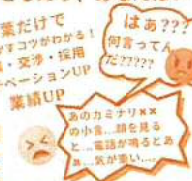
未来創造ラボ

あなたの会社とあなたの人間関係の変化にやさしく寄り添い、あなたの守りたいものを大切にします！ 藤田 左奈江

【資格】LABプロフィール®コンサルタント/トレーナー、米国NLP&コーチング研究所認定NLPプロフェッショナルコーチ、マネークリニック®トレーナー、管理栄養士他
【活動】6次産業化支援(2015～)、徳島県立農業大学校「新ビジネス創造」講師(2019～)、とくしま産業振興機構企画推進員(2020～)、学校におけるキャリア教育支援・出前授業講師(2021)、経営者・働く女性のメンタルコーチ(2017～)、管理栄養士(1995～)他

miraisouzou.lab.tokushima@gmail.com https://raku-jyuku.jimdofree.com/ 左上下の写真は、左上書籍の著者カナダSuccess Strategies シェリー・ローズ・シャーベリ氏と翻訳者本山志子氏と藤田

LINEのトークでお気軽にご相談ください。



経営者の方とさくら通信読者限定2大特典

LINE登録で▶あなたが動かしたい人対策無料相談

お申込みで▶10%OFF & コーティング1時間無料



「影響言語」で人を動かす

著者：カナダSuccess Strategies シェリー・ローズ・シャーベリ氏



LABプロフィール®コンサルタント/トレーナー 藤田 左奈江

馬券に関する税金について

最近、とある芸人が勝馬投票券（いわゆる馬券）の的中による払戻金に対して多額の追徴課税があったことが話題となっております。

馬券の払戻金は原則として一時所得に該当します。一時所得の計算においては、特別控除の50万円にプラスして、所得を得るために直接かかった経費＝的中した馬券の購入額を差し引くことができます。つまり、100万円を10点購入してそのひとつが的中した場合、経費として差し引けるのは1,000万円ではなく100万円ということになり、購入金額と払戻金額、本人のその他の所得金額によっては儲けより多い税金を課税される恐れがあります。

話題の芸人はこの取り扱いについて争うとのこと。今後の動向に注目したいと思います。（孝志洋）

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には完全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

㈱さくらビジネスサービス

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL: 088-625-2556

FAX: 088-654-1181